

市立函館病院 FLS 検討会要綱

(設置)

第1条 市立函館病院において、手術を要する大腿骨近位部骨折患者を中心とした二次骨折予防を目的として活動する「函館骨折予防チーム」の円滑な運用を図るために FLS 検討会（以下検討会）を設置する。

(背景)

第2条 日本の高齢化人口は増加傾向にあり、平均寿命と健康寿命の差を縮めることが重要である。転倒・骨折は ADL・QOL の低下の原因となり特に道南圏における大腿骨近位部骨折の増加は顕著である。国内での大腿骨近位部骨折は 2040 年に 30 万人発生すると推計されており、骨折の原因は骨粗鬆症に起因するものがほとんどである。医療経済的にもこれらの発生頻度を抑える政策が急務とされており、諸外国でも二次骨折の防止を目的とした様々な職種の連携取り組みが行われている。骨折 (Fracture)、リエゾン (Liaison、連携を意味する)、Service の頭文字をとり、FLS として 2019 年から日本版も策定され、全国で認知されつつある。

(所掌業務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) FLS チームに関する事
- (2) FLS の院内研修に関する事
- (3) FLS の啓蒙に関する事
- (4) その他 FLS に関する事

(組織)

第4条 検討会は、次を掲げる委員で組織する。

- (1) 医師
- (2) 看護師
- (3) 薬剤師
- (4) 理学療法士
- (5) 社会福祉士
- (6) 診療放射線技師
- (7) 事務職
- (8) その他、検討会が必要と認めた者

(委員長・副委員長)

第5条 検討会に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は病院長が指名する
- (2) 副委員長は委員長が指名する
- (3) 委員長は委員会を代表し会務を総理する
- (4) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはこれを代理する

(会議)

第6条 検討会の会議は、委員長が招集する。

- (1) 検討会は年2回開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は随時開催することが出来る。
- (2) 会議は、委員長が議長となる。
- (3) 委員長は、必要があるときに委員以外の者に対して会議に出席を求めて意見・説明を聴くことができる。
- (4) 業務の運用方法の変更等について、検討会での協議決定事項は担当管理職に報告する。
- (5) FLS チームの活動共有については、整形外科カンファレンスで行う。

(事務局)

第7条 検討会の庶務は看護部で行う。

- (1) 検討会の書記は医事課で行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めることができる。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。